

令和3年第1回定例会

富良野市議会会議録

令和3年 2月26日（金曜日）午前10時00分開議

◎議事日程（第2号）

- 日程第 1 所管事項に関する委員会報告
調査第 7号 ワークーションの取り組みについて
調査第 5号 権利擁護センター事業について
調査第 6号 鳥獣被害の実態と対策について
- 日程第 2 富良野市議会議会改革特別委員会報告
- 日程第 3 監査委員報告（例月出納検査結果報告 令和2年度10月分～12月分）
（定期監査報告）
（財政援助団体監査報告）
- 日程第 4 議案第32号～議案第54号 富良野市農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第9号～議案第31号（提案説明）
- 日程第 6 予算特別委員会設置

◎出席議員（18名）

議長	18番	黒岩岳雄君	副議長	13番	今利一君
	1番	宮田均君		2番	渋谷正文君
	3番	大西三奈子君		4番	松下寿美枝君
	5番	大栗民江君		6番	関野常勝君
	7番	石上孝雄君		8番	水間健太君
	9番	小林裕幸君		10番	家入茂君
	11番	本間敏行君		12番	佐藤秀靖君
	14番	宇治則幸君		15番	日里雅至君
	16番	天日公子君		17番	後藤英知夫君

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長 北 猛 俊 君 副市長 石 井 隆 君
総務部長 稲 葉 武 則 君 市民生活部長 山 下 俊 明 君

保健福祉部長 柿本 敦史 君
建設水道部長 小野 豊 君
総務課長 今井 顕一 君
企画振興課長 関澤 博行 君
教育委員会教育部長 亀淵 雅彦 君
農業委員会事務局長 井口 聡 君
監査委員事務局長 佐藤 克久 君

経済部長 川上 勝義 君
兼ぶどう果樹研究所長
看護専門学校長 澤田 貴美子 君
財政課長 藤野 秀光 君
教育委員会教育長 近内 栄一 君
監査委員 鎌田 忠男 君

◎事務局出席職員

事務局 長 清水 康博 君 書 記 大津 諭 君
書 記 佐藤 知江 君 書 記 向山 孝行 君

午前10時00分 開議
(出席議員数18名)

開 議 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（黒岩岳雄君） 本日の会議録署名議員には、
大 西 三奈子 君
日 里 雅 至 君
を御指名申し上げます。

行 政 報 告

○議長（黒岩岳雄君） この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。
市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、行政報告をいたします。

1、要望運動について。

(1) 新たな過疎対策法の制定について。

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって失効することから、12月22日に、道内選出国會議員に対して、現行法上の過疎指定市町村に対する国の支援継続、経過措置の整備などについて要望してまいりました。

以上でございます。

日程第1 所管事項に関する委員会報告

○議長（黒岩岳雄君） 日程第1、所管事項に関する委員会報告を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長長の報告を求めます。

初めに、調査第7号、ワーケーションの取り組みについて。

総務文教委員長佐藤秀靖君。

○総務文教委員長（佐藤秀靖君） -登壇-

総務文教委員会より、調査第7号、ワーケーションの取り組みについて、調査の経過を報告申し上げます。

本委員会では、担当部署に資料の提出と説明を求め、本市が取り組むワーケーションの現状を把握し、課題と対策について調査を進めてきました。

ワーケーションとは、work、仕事と、vacation、休暇

を組み合わせた造語で、ふだんの職場や居住地から離れ、リゾート地等のふだんの職場とは異なる場所でふだんの仕事をして働きながら休暇取得等を行う仕組みのことで

す。
インターネットなどICT、情報通信技術が飛躍的に進化する過程において、国が提唱するSociety5.0の実現に向けて、AI、人工知能やIoT、モノのインターネットが生活環境や社会構造を一変させ、人々の価値観や生活スタイルが大きく変化することが予想されています。

国は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、令和2年から令和6年において、人口の東京圏一極集中を是正するために、テレワークを推進することで関係人口、交流人口の創出を目的にワーケーションという新しい取り組みを提案し、人口の地方分散化も視野に入れた取り組みを推進するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止や東京オリンピック・パラリンピック開催による通勤時などの混雑解消を目的に企業へテレワークを推奨しており、働き方改革に一層の拍車がかかりました。

本市では、ワーケーションの全国的な普及推進を図るため、関係自治体で構成するワーケーション自治体協議会や、ワーケーションを受け入れる自治体とワーケーションを実施する企業側の導入体制など、双方の課題解決を目指し、設立された一般社団法人日本ワーケーション協会に加盟して情報収集を行っています。

同時に、令和元年度に北海道が行った北海道型ワーケーション導入検討実証事業、令和2年度には北海道型ワーケーション普及展開事業にも参画し、ワーケーション実施企業の社員が実際に富良野市内でワーケーションに取り組み、その社員との情報交換を行うことなどに取り組みられています。

現在、本市の単独事業であるワーケーション受入検討実証事業を実施中であり、事業の推進に当たっては、民間委員会を中心とした組織の富良野市ワーケーション受入研究会を設置して、官民挙げてワーケーションの受け入れについて実証事業や調査研究を行っています。

以上の調査で確認された事項や国の動向並びに他自治体の取り組みなどを踏まえ、委員相互で意見交換を行ったところ、次の4点において議論が集中しました。

1点目は、ワーケーションの積極的な推進であります。

国の働き方改革の推進により、企業側においても、テレワークを積極的に導入し始め、社員の価値観の多様化により、柔軟な働き方を導入することにより、優秀な人材の確保や社員のモチベーション、ひいては、企業イメージがよくなり、企業価値の向上にも貢献するなど、テレワークやワーケーションについては企業側のメリットも大きいと理解が広がりつつあると考えられます。時代の流れや社会の動向の変化を的確に捉え、テレワークから一歩進んだワーケーションを推進することは、本市の

新しい観光スタイルの提案になることで新しい観光需要の掘り起こしにつながり、関係人口、交流人口の拡大に大きく貢献することが期待できるため、積極的な推進が望まれます。

2点目は、推進体制の強化、役割分担の明確化についてです。

本市の担当部局では、協議会や協会に加盟し、積極的に情報収集を行っており、その一方で、民間委員を中心とした組織の富良野市ワーケーション受入研究会が本市とともに実証事業を行っています。

今後において、実証事業を経て本格的にワーケーションを推進するためには、一層の官民連携が望まれることと思われ、民間の創意工夫やクリエイティブな発想を生かして事業を推進する民間主導による体制づくりが必要と考えます。

3点目は、富良野の強みを生かす推進活動についてです。

本市は、風光明媚な道内有数の観光地ですが、ワーケーションは、従来の観光客の誘致と異なる誘致方法が必要と考えられます。

これまでの観光は、近年において、見学型から体験型にシフトし、滞在型観光に変化しつつありますが、ワーケーションは従来の滞在型観光より滞在時間が長いことが想定されることから、ワーケーションの利用者は、従来の観光のみならず、地域住民との交流により、風土、文化の違いを体験することで刺激を受け、心身ともにリフレッシュし、仕事に対するモチベーションや創造力を高めることを期待するものと思われま

す。

4点目は、市民の理解促進に向けた努力についてです。ワーケーションの取り組みは、全国的にも始まったばかりで、認知度は高くないものと推測されます。これまで述べてきたように、ワーケーションの利用者から見たメリットは、地域の風土、文化に触れ、地域住民との交流が期待される面があることを考えると、市民の協力を得ることが必要不可欠であると考えます。

以上、4点にわたり、ワーケーションの取り組みに関し、本委員会として意見を述べてきましたが、ワーケーションの取り組みは始まったばかりであり、ワーケーションのスタイルや働き方についてはさまざまな形が想定され、本委員会の想像を超えることも考えられます。

このため、市においては、臨機応変に対応することにより、関係人口、交流人口の増加を初め、将来的な移住や企業誘致（24ページで訂正）につながるよう努められるとともに、ワーケーションの利用者や企業に歓迎されるワーケーションへの取り組みとされるよう望むものであります。

以上、本報告書の全文につきましては、お手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページをごらんください。

以上、申し上げます、総務文教委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） 訂正の申し出がありますので、許可いたします。

総務文教委員長佐藤秀靖君。

○総務文教委員長（佐藤秀靖君） 1点、訂正をお願いいたします。

読み上げ文章の最終センテンスで、このため、市においては、臨機応変に対応することにより、関係人口、交流人口の増加を初め、将来的な移住や企業促進につながるよう申し上げましたが、正しくは、移住や企業誘致につながるようでございます。おわびをして、訂正をお願いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、総務文教委員会の報告を終わります。

次に、調査第5号、権利擁護センター事業について。

市民福祉委員長本間敏行君。

○市民福祉委員長（本間敏行君） -登壇-

市民福祉委員会より、調査第5号、権利擁護センター事業についての調査経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、事業内容の理解を深めるとともに、事業の委託先である社会福祉法人富良野市社会福祉協議会の現況調査及び意見交換を行い、調査を進めてきました。

国では、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行などによって成年後見制度の利用促進が図られており、平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画では、市町村の努力義務として、市町村計画の策定とコーディネーター役となる中核機関の設置が掲げられています。

本市では、成年後見制度の利用支援のほか、市民が安心して生活できるよう支援する機能を補完し、身近に相談できる場所として富良野市権利擁護センターを平成31年4月に設置し、その事業を富良野市社会福祉協議会に委託しています。

富良野市権利擁護センター一いちいは、認知症、障がいなどによって判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しくなってきた場合でも、住みなれた地域で安心して暮らせることを目指してさまざまな支援を行っており、成年後見制度だけでは担えない部分もサポートできる体制を整えています。

権利擁護センターに寄せられた新規相談件数は、設置された令和元年度末で57件あり、センター設置前と比較すると、平成30年度に総合相談事業として受け付けた15

件より大幅に増加し、その内容は多岐にわたり、複雑化しています。

社会福祉協議会の現況調査では、委員から、今後もさらに相談件数が増加した場合の影響や各関係機関との連携体制について意見が出されたところですが、権利擁護センター事業を担当する職員の間では全てのケースを共有して備えていること、また、社会福祉協議会と市の担当者による定期的な連携会議によって、それぞれが持つ課題の改善に向けて協議し、認識を一致させて取り組んでいることがうかがえました。

担当部局の意見交換では、努力義務とされている市町村計画の策定については、現在、策定中の第3期富良野市地域福祉計画に富良野市成年後見制度利用促進基本計画として包含されること、また、中核機関については、令和3年度での設置に向けて社会福祉協議会と協議している旨の説明があり、相談、支援体制のさらなる充実に向けた準備が進められていることがうかがえました。

本委員会においては、支援を必要としている方々の早期発見、職員の専門知識の修得、中核機関設置後の各関係機関との連携体制の構築、事業の周知方法が課題として挙げられました。中でも、中核機関が担う後見受任体制整備機能は、後見人の受任を調整する役となるため、裁判所や弁護士、司法書士などの専門職との連携がますます重要になってきます。

以上を踏まえて、本委員会で議論し、次の点について意見の一致を見た次第です。

1、多岐にわたり複雑化している相談の早期解決を図り、適切な制度の利用につなげるためには、市、社会福祉協議会、裁判所、弁護士、司法書士、金融機関、医療機関、民生委員・児童委員、介護事業者やケアマネジャーなどと連携し、地域の支援力を強化することが欠かせないため、今後も富良野市社会福祉協議会との協議を綿密に行い、相互のスキルアップを図りながら、市民が安心して暮らせる事業の推進に取り組まれない。

2、成年後見制度の利用促進に当たり、コーディネーター役を担う中核機関が十分に機能を発揮するための準備を今後も進めるとともに、なるべく早い段階で後見人の受任調整機能や地域の連携体制の整備に取り組むことが望まれる。本人を見守るチームとして、福祉、医療、司法が同じイメージを持って本事業に取り組めるネットワークの早期構築に努められたい。

3、社会の中で孤立する市民がいないように、また、支援を必要とするケースを早期に発見するためには、周りが小さな異変に気づくことが大切であるため、実際に相談につながった経路の分析を行うとともに、医療機関や金融機関など、日常生活の中で権利擁護に関する情報が市民に継続して届くよう発信し続けることが効果的と考える。困り事があったときに頼れる者がいない場合は、

まずは富良野市権利擁護センターにつながるよう、周知方法を検討されたい。

全文につきましては、事務調査報告書並びに市議会ホームページをごらんください。

以上、申し上げます、市民福祉委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、市民福祉委員会の報告を終わります。

次に、調査第6号、鳥獣被害の実態と対策について。
経済建設委員長石上孝雄君。

○経済建設委員長（石上孝雄君） -登壇-

経済建設委員会より、調査第6号、鳥獣被害の実態と対策についての調査経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、市内における野生鳥獣による農業被害の状況を初め、生育環境の管理、被害の予防と防護対策、個体数の管理などについて調査を進めるとともに、鹿柵の設置と管理状況について現地調査を行い、議論を重ねてきました。

基幹産業を農業とする本市においては、長年、鳥獣被害に悩まされており、市内に鹿柵が設置されて以来、被害金額は、平成20年度の2億7,000万円をピークに減少しておりますが、平成20年度から令和元年度の年平均被害金額は1億4,000万円を超えており、直接的な農業被害にとどまらず、農業者の経営意欲の衰退なども危惧されています。

本市の鳥獣被害対策は、富良野市鳥獣被害防止計画に基づいて富良野市鳥獣害対策協議会と富良野市鳥獣被害対策実施隊が設置され、各構成機関において被害調査や被害対策、有害鳥獣の駆除などが行われています。

これらの機関で実施されている対策を体系別に見てみると、第1に、野生鳥獣の生息環境の管理が挙げられます。

市では、農業者に対して、収穫後の残渣の早期すき込みや家庭用生ごみの適正処理について周知、啓発を行っていますが、農地の残渣処理には時間と手間がかかり、家庭用生ごみについては堆肥盤へ廃棄され、それを目当てに鳥獣が出没していることから、さらなる農業者の協力が不可欠です。

また、東部地区においては、一部の市有林を伐採することで緩衝地帯としての役目を果たしている事例があることから、このような取り組みの拡大が期待されます。

第2に、鳥獣被害の予防と防護の取り組みです。

平成17年度の東部地区を皮切りに、平成20年度に東山地区、平成22年度に富良野中央及び山部地区において総

設置距離252.5キロメートルの鹿柵が設置されていますが、設置距離が広範囲に及んでおり、管理団体による補修や維持管理が課題となっております。

第3に、個体数の管理です。

鳥獣による被害状況や個体数を把握するため、鳥獣被害状況調査やエゾシカライトセンサスなどが行われていますが、正確な把握は難しいものの、今後とも地道な調査が必要であります。

有害鳥獣の駆除に関しては、北海道猟友会富良野支部富良野部会がその任務を担っていますが、狩猟者登録数は減少傾向となっており、特に、農村地域における人材確保と育成が急がれます。

なお、捕獲した個体の処理に関しては、エゾシカ解体処理施設において有効活用に努められているところです。

このほか、農業分野を含め、全市的な鳥獣被害として、カラスによるごみの散乱やふん害などについて議論が及び、委員から、他自治体の取り組みの調査研究の必要性や、農林課を初め、関係部局間の横断的な対策を求める意見が出されたところであります。

本委員会において、上記の経過を踏まえ、意見交換を行ったところ、次の3点について意見の一致を見た次第です。

1、緩衝地帯の設置については、一定の効果が期待できることから、市は、広く農業者に周知、啓発を行い、設置を希望する農業者や地域、そして、土地所有者との合意形成に努められたい。

また、鳥獣の餌となる木の実が絶えない豊かな山林をつくるため、市有林でミズナラ等の植栽について実証実験を行うとともに、民有林での植栽の推進に向けて、林業経営の観点も考慮し、関係機関と検討を進められたい。

2、鹿柵の設置年数の経過とともに、鹿柵管理団体の構成戸数の減少や、経営移譲による鹿柵管理の重要性に対する意識の低下、希薄化が維持管理に影響を及ぼしていることから、改めて、管理団体や農業者に対して施設の有用性について周知、啓発を行われたい。

さらに、市の強いリーダーシップのもと、鹿柵管理団体や関係機関と維持管理のあり方を議論し、鹿柵の効果が持続するよう努められたい。

3、富良野市鳥獣被害対策実施隊の機能が最大限発揮されるよう、北海道猟友会富良野支部富良野部会と対応を協議し、捕獲率を高める対策を講じられたい。

以上、申し上げます、経済建設委員会からの報告といたします。

なお、全文については、御手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページをごらんください。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で経済建設委員会の報告を終わり、所管事項に関する委員会報告を終わります。

日程第2

富良野市議会議会改革特別委員会報告

○議長（黒岩岳雄君） 日程第2、富良野市議会議会改革特別委員会報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長水間健太君。

○議会改革特別委員長（水間健太君） -登壇-

議会改革特別委員会より中間報告をいたします。

本委員会では、令和2年第3回定例会で中間報告後、広聴広報活動を強化する取り組みについて及び議員定数のあり方について議論を進めてまいりました。

市民にわかりやすい、伝わりやすい広報の取り組みとして、議会広報特別委員会と連携し、昨年11月発行の議会広報紙からデザイン変更を行いました。変更の目的は、議会に対し、市民に興味を持ってもらうこと、議会の動きが市民にわかりやすく伝わりやすいこととし、文章やレイアウトに重点を置き、紙面デザインの変更を行いました。その結果、市民からは、見やすくなった、親しみやすくなったなど、内容の面で充実したなど、よい感想が多く聞かれたところです。

また、広聴の取り組みでは、議会報告会役員会との連携により、議会報告会への参加者をふやす取り組みを進める予定でしたが、年末にかけて新型コロナウイルスの感染が急拡大したため、やむなく、令和2年度内における議会報告会の開催を中止したところです。

今後は、議会広報特別委員会、議会報告会役員会と連携し、広聴広報活動の取り組み強化に努めてまいります。

議員定数のあり方については、本市議会における過去の議員定数に関する議論経過を確認した上で、議論のポイントを整理しました。適正な議員定数を考える上では、本市の産業構造、人口動態、地域の歴史のほか、議会機能の維持と強化、議員のなり手不足への対応、本市議会における議会改革の取り組みの可視化など、複合的な要素を勘案して総合的に判断する必要があることから、まずは、これらを全議員で共有するため、自由討議などを活用し、議論を進めてまいります。さらに、議会内での議論を踏まえ、市民の意見を参考とする必要もあることから、地域の年齢階層に偏りのない市民意見の抽出方法についても検討を進めてまいります。

また、議会運営委員会より富良野市議会基本条例の検証方法の策定を依頼され、本委員会で議論を行いました。その結果、富良野市議会基本条例検証シートを作成、これにより検証作業を進めるよう、議会運営委員会に対し

て報告を行ったところ です。

以上、中間報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいた
します。

議会改革特別委員長の報告は、中間報告であり、継続
調査を要するものであります。これに御異議ございませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しま
した。

以上で、富良野市議会議会改革特別委員会の報告を終
わります。

日程第3 監査委員報告

○議長（黒岩岳雄君） 日程第3、監査委員報告を議題
といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、令和2年度10月分、
11月分、12月分の3件、令和2年度定期監査報告及び財
政援助団体監査報告であります。

本報告5件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本報
告を終わります。

日程第4

議案第32号から議案第54号 富良野市農業委員 会委員の任命について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第4、議案第32号から議案
第54号までの富良野市農業委員会委員の任命について、
以上23件を一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

議案第32号から議案第54号、富良野市農業委員会委員
の任命について御説明申し上げます。

現富良野市農業委員会委員は、令和3年3月31日をも
って任期満了となることから、富良野市農業委員会の委
員選任に関する規則の規定に基づき、令和2年11月27日
から同年12月25日の期間、公募を行った結果、定数と同
数の23名の応募があり、富良野市農業委員候補者選考委
員会への諮問の結果、適任であるとの答申を受けました
ので、新たな富良野市農業委員会委員として任命いたし

たく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に
基づき、議会の同意を求めますのでございます。

なお、富良野市農業委員会委員予定者23名の経歴につ
きましては、別紙経歴書のとおりでございますので、よ
ろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） これより、本件23件の質疑を行
います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件
23件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件23件の任命について、同意することに御異議ござ
いせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件23件は、任命に同意することに決しまし
た。

日程第5

議案第9号から議案第31号まで（提案説明）

○議長（黒岩岳雄君） 日程第5、議案第9号から議案
第31号まで、以上23件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

おはようございます。

議案第9号、令和2年度富良野市一般会計補正予算に
ついて御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算
第14号は、歳入歳出それぞれ1億413万2,000円を減額し、
歳入歳出予算の総額を180億7,602万1,000円にしようと
するものと、繰越明許費の補正で追加6件、地方債の補
正で廃止1件、変更7件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げま
す。

30ページ、31ページでございます。

1款議会費は、1項議会費で、執行見込みにより、委
員費用弁償及び旅費、普通旅費、383万3,000円の減額で
ございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、国の補正予算に対
応する地籍調査事業費の地籍調査業務委託料ほか諸経
費、寄附金を次年度以降の事業に活用するため積み立て
る地域振興基金積立金、ふるさと応援基金積立金、預金
利息分を積み立てる庁舎等施設整備基金利子積立金、ふ
るさと応援基金利子積立金、土地開発基金利子繰出金、

国の補正予算に対応する新庁舎建設地中熱設備工事費の追加、執行見込みにより、一般事務費の社会及び労働保険料、普通旅費、職員管理費の職員健康診断委託料、職員研修事業費の普通旅費、富良野広域連合負担金、事業費確定により、広域生活交通路線維持対策路線維持費補助金、ICT利活用推進業務委託料、市有林造成委託料、執行見込みにより、交通安全啓発事業費の交通安全指導員報酬、文具・消耗器材及び印刷代、高齢者安全運転サポート事業委託料、事業費確定により、住民情報システム修正委託料、執行見込みにより、文化会館維持管理費の燃料及び光熱水費、事業費確定により、芸術文化事業補助金、舞台塾ふらの開催負担金、ふらの演劇祭実行委員会交付金、開催延期となった東京2020オリンピック聖火リレー富良野実行委員会交付金、執行見込みにより、学校開放事業費の学校開放主事・指導員報酬、スポーツ活動バス運送業務委託料、有料パークゴルフ場運営管理費の施設修繕料、開催中止となった道知事・上川教育局長・市長杯麓郷クロスカントリー大会補助金、道新カップ北海道小学生バレーボール道北大大会補助金の減額と防災諸費の財源振替、3項戸籍住民登録費で、マイナンバーカードの普及による社会保障・税番号制度カード交付事業費交付金の追加、1,946万3,000円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、地域福祉センターの自動ドアの修繕に要する施設修繕料、需要見込みによる配食サービス事業委託料、デイサービスセンターいちいの換気設備修繕に要する施設修繕料、需要見込みによる自立支援給付事業費の手数料、障害福祉サービス費、国費の過年度精算による地域生活支援事業費国庫補助金精算返還金、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金精算返還金の追加、執行見込みにより、国民健康保険特別会計繰出金、高齢者福祉バス運行事業費のバス運行委託料、敬老事業交付金、高齢者入湯料助成金、後期高齢者医療特別会計繰出金、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、子ども医療費、子ども医療費（市単独分）の減額と福祉センター費の財源振替、2項児童福祉費で、需要見込みによる子ども子育て支援給付事業費の広域入所給付費、多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金、国及び北海道費の過年度精算により、子育てのための施設等利用給付交付金国庫補助金精算返還金の追加、執行見込みにより、児童手当、家庭児童相談室運営費の会計年度任用職員報酬、各種手当（会計年度任用職員）、講師謝礼金、児童扶養手当支給費、学童保育センター運営費（36ページで訂正）の委員費用弁償及び旅費、障害児通所給付費、子ども子育て支援給付事業費の地域型保育給付金、施設型保育給付金、一時預かり事業幼稚園型補助金、私立幼稚園特別支援教育費補助金の減額、3項

生活保護費で、過年度精算により、生活保護費道費負担金精算返還金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算返還金の追加、差し引きいたしまして5,855万3,000円の減額でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、地域センター病院における新型コロナウイルス感染症対策の取り組みに対して富良野広域圏で行う支援として、地域センター病院新型コロナウイルス感染症対策支援金、高齢者インフルエンザ予防接種者の需要見込みによる各種予防接種委託料、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の委員報酬ほか諸経費、新型コロナウイルスワクチン接種委託料の追加、執行見込みにより、看護職員養成修学資金貸付金、固形燃料ボイラー熱供給設備使用事業費のボイラー保守点検委託料、各種分析委託料、ボイラー運轉管理業務委託料、看護専門学校学校運営経費の委員報酬ほか諸経費、実習病院等実習指導者養成費補助金、各種会議負担金、各種研修会負担金の減額、3項水道費で、山部地区の共同井戸対応への水道施設改修工事費補助金の追加、簡易水道事業特別会計繰出金の減額、1,858万5,000円の減額でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、需要見込みによるスマート農業導入負担軽減緊急対策補助金、ハイランドふらの多目的ホールの屋根などの修繕に要する農村環境改善センター運営管理費の施設修繕料の追加、執行見込みにより、農業委員会活動経費の委員費用弁償及び旅費ほか諸経費、アグリパートナー推進事業費の会計年度任用職員報酬ほか諸経費、農業担い手育成事業費の文具・消耗器材及び印刷代、現地実践農場ハウス設置委託料、事業費確定による農業担い手育成事業費の富良野市農業担い手育成機構運営負担金、スマート農業促進支援事業費のスマート農業研究会支援業務委託料、道営草地畜産基盤整備事業負担金、東山地区農地整備事業負担金の減額、2項林業費で、森林環境譲与税額確定による森林環境譲与税基金積立金の追加、差し引きいたしまして1,679万2,000円の減額でございます。

7款商工費は、1項商工費で、執行見込みにより、中小企業振興資金保証料補給金、中小企業振興資金利子補給金、商工業パワーアップ資金保証料補給金、商工業パワーアップ資金利子補給金、小口緊急特別資金保証料補給金、事業費確定により、新型コロナウイルス対策経営支援臨時補助金、富良野産品消費拡大緊急対策事業費の事務処理委託料、執行見込みにより、ふらの版DMO推進事業費の普通旅費、外国人観光客誘致対策事業費の報償金ほか諸経費、デジログエキスポ実行委員会交付金、事業費確定により、あさひかわ観光誘致宣伝協議会負担金3,814万円の減額でございます。

8款土木費は、2項道路橋梁費で、需要見込みによる除排雪業務委託料の追加、事業費確定により、道路管理

費の清掃委託料、南3丁目2道路改良舗装事業費の南3丁目2道路改良舗装工事費、支障物件移転補償費、市道橋長寿命化事業費の設計測量調査委託料、列車運転保安業務委託料、市道橋長寿命化修繕工事費の減額、4項都市計画費で、北海道の事業調整により、東雲通道路改良舗装工事費の追加、事業費確定により、東雲通道路改良舗装事業費の支障物件移転補償費、公園管理費の公園管理委託料、公園施設長寿命化事業費の設計測量調査委託料、公園施設長寿命化改修工事費の減額、5項住宅費で、需要見込みによる公営住宅管理費の施設修繕料の追加、事業費確定により、公営住宅建設工事費の減額、差し引きいたしまして5,073万8,000円の追加でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、教育目的に対する寄附金を積み立てる教育基金積立金、需要見込みによる「子どもと親の相談員」活用事業費の子どもと親の相談員報酬、委員費用弁償及び旅費、育英基金の返還金を積み立てる育英基金返還金積立金、新型コロナウイルス感染症対策に要する感染症対策学校活動支援事業費の文具・消耗器材及び印刷代、器具購入費の追加、執行見込みにより、一般事務費の普通旅費、事業費確定により、外国語指導助手招致事業費の会計年度任用職員報酬、適応指導事業費の委員報酬、教師用教科書・指導書購入経費の文具・消耗器材及び印刷代、高等学校バス通学費補助金、育英事業費の育英基金貸付金、教職員住宅解体工事費、特別支援教育推進事業費の会計年度任用職員報酬、健康診断委託料、子どもスキー技術向上支援事業費の施設使用料、富良野産農産物活用食育推進事業費の文具・消耗器材及び印刷代の減額、2項小学校費で、執行見込みにより、小学校管理費の燃料及び光熱水費の減額、3項中学校費で、執行見込みにより、中学校管理費の燃料及び光熱水費、教材整備事業費の教材購入費の減額、4項社会教育費で、図書館環境の整備を図る図書館運営管理事業費の通信運搬費、図書館無線LAN配線工事費、図書館無線LAN機器設置工事費、寄附金を活用し、図書の充実を図る子どもの読書推進事業費の図書費の追加、執行見込みにより、生涯学習推進費の委員報酬、普通旅費、教育バス運送事業費の自動車借上料、家庭教育支援事業費の講師謝礼金、学社融合推進事業費の講師謝礼金、青少年健全育成費の普通旅費、放課後子ども教室推進事業費の講師謝礼金、富良野市ことぶき大学富良野校事業費の講師謝礼金、ふらの市民講座事業費の講師謝礼金の減額、1,063万円の減額でございます。

11款給与費は、1項給与費で、市町村職員退職手当組合負担金、市町村職員退職手当組合事前納付金の追加、一般職給料、各種手当、市町村職員共済組合負担金、公立学校共済組合負担金の減額、2,780万円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、14ページ、15ページでございます。

2款地方譲与税は、3項森林環境譲与税で、譲与額の確定により1,000円の追加でございます。

13款分担金及び負担金は、1項負担金で、地域センター病院新型コロナウイルス感染症対策支援負担金の追加、道営農業生産基盤整備事業負担金、道営草地畜産基盤整備事業負担金の減額、157万8,000円の追加でございます。

14款使用料及び手数料は、1項使用料で、公営住宅使用料の追加、文化会館使用料、学校施設利用料、ふれあいセンター使用料、学童保育センター利用料の減額、540万1,000円の減額でございます。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金で、生活扶助費等負担金、医療扶助費等負担金、障害者自立支援給付費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の追加、子ども子育て支援給付負担金、児童扶養手当支給費負担金、障害児施設措置費（給付費等）負担金、児童手当負担金の減額、2項国庫補助金で、社会保障・税番号制度カード交付事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、地域住宅交付金、公園施設長寿命化事業交付金、東雲通道路改良舗装事業交付金、市道橋長寿命化事業補助金、学校保健特別対策事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加、子ども子育て支援交付金、市道橋長寿命化事業交付金、地方創生推進交付金の減額、1億1,400万5,000円の追加でございます。

16款道支出金は、1項道負担金で、地籍調査事業負担金の追加、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、子ども子育て支援給付負担金、障害児施設措置費（給付費等）負担金、児童手当負担金の減額、2項道補助金で、重度心身障害者医療給付事業補助金、ひとり親家庭等医療給付事業補助金、子ども子育て支援交付金、乳幼児医療費助成事業補助金、市有林造成事業補助金、学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金の減額、差し引きいたしまして1,073万4,000円の減額でございます。

17款財産収入は、1項財産運用収入で、土地開発基金利子、ふるさと応援基金利子、庁舎等施設整備基金利子、1万9,000円の追加でございます。

18款寄附金は、1項寄附金で、一般寄附金、ふるさと応援寄附金、教育総務費寄附金、社会教育費寄附金、新型コロナウイルス対策寄附金、1,412万6,000円の追加でございます。

19款繰入金は、1項基金繰入金で、庁舎等施設整備基金繰入金の追加、社会福祉基金繰入金、育英基金繰入金、スポーツ振興基金繰入金、文化振興基金繰入金、地域振興基金繰入金、ふるさと応援基金繰入金の減額、317万9,000円の追加でございます。

21款諸収入は、3項貸付金元利収入で、育英基金貸付金収入現年度分の追加、滞納繰越分の減額、4項受託事

業収入で、後期高齢者医療広域連合受託事業収入の追加、5項雑入で、予防接種収入、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の追加、重度心身障害者医療費高額療養費、社会及び労働保険料、備荒資金組合交付金、富良野地方アグリパートナー協議会負担金、地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業補助金の減額、差し引きいたしまして1億4,510万5,000円の減額でございます。

22款市債は、1項市債で、新庁舎建設事業債、南3丁目2道路改良舗装事業債、市道橋長寿命化事業債の追加、ICT利活用推進事業債、草地畜産基盤整備事業債、公園施設長寿命化事業債、公営住宅建設事業債、学校給食施設整備事業債の減額、7,580万円の減額でございます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

第2条繰越明許費の補正は、第2表繰越明許費補正に記載のとおり、地籍調査事業、新庁舎建設事業、道営草地畜産基盤整備事業につきましては国の補正予算事業に対応するもの、東雲通道路改良舗装事業につきましては北海道の予算調整に伴うもの、高度無線環境整備事業、養護老人ホーム寿光園運営管理事業につきましては、事業進捗により、竣工時期が令和3年度に及ぶため、それぞれ記載の金額を限度として翌年度に繰り越すものでございます。

第3条地方債の補正は、第3表地方債補正に記載のとおり、過疎対策事業債の適用を受けなかったICT利活用推進事業費の廃止、新庁舎建設事業費、草地畜産基盤整備事業費は国の補正予算事業に対応するもの、南3丁目2道路改良舗装事業費、市道橋長寿命化事業費、公園施設長寿命化事業費、公営住宅建設事業費、学校給食施設整備事業費は事業費の調整によるもので、それぞれ記載の金額へ限度額を変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第10号、令和2年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ6,881万円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億5,435万1,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

10ページ、11ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費1目一般管理費で、社会及び労働保険料、国保事業報告システムクラウド負担金の追加、一般職給料、各種手当、市町村職員退職手当組合負担金、市町村職員退職手当組合事前納付金、市町村職員共済組合負担金の減額、2項徴税費1目賦課徴収費で、社会及び労働保険料の追加、一般職給料、各種手当、市町村職員退職手当組合負担金、市町村職員退職手当組合事前納付金、市町村職員共済組合負担金の減額、

824万6,000円の減額でございます。

2款保険給付費は、1項保険給付費1目療養諸費で、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費、審査支払手数料の減額、2目高額療養費で、一般被保険者高額療養費の減額、6,225万円の減額でございます。

3款保険事業費納付金は、1項保険事業費納付金1目保険事業費納付金で、財源振替でございます。

6款保健事業費は、1項保健事業費2目疾病予防費で、高齢者インフルエンザ等予防接種助成金166万3,000円の追加でございます。

7款基金積立金は、1項基金積立金1目基金積立金で、富良野市国民健康保険事業基金利子積立金2万3,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

1款国民健康保険税は、1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税で、医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金分現年課税分、介護納付金分現年課税分の減額、616万5,000円の減額でございます。

3款道支出金は、1項道補助金1目保険給付費等交付金で、普通交付金6,225万円の減額でございます。

4款財産収入は、1項財産運用収入1目利子及び配当金で、富良野市国民健康保険事業基金利子2万3,000円の追加でございます。

5款繰入金は、1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で、保健事業費繰入金の追加、職員給与と費等繰入金の減額、718万2,000円の減額でございます。

7款諸収入は、2項雑入6目雑入で、社会及び労働保険料の9,000円の追加でございます。

8款国庫支出金は、1項国庫補助金1目災害等臨時特例補助金で、災害等臨時特例補助金の追加、2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の追加、675万5,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第11号、令和2年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ4,074万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億9,289万6,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

10ページ、11ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費1目一般管理費で、職員管理費の一般職給料の追加、各種手当、児童手当、市町村職員共済組合負担金の減額、152万円の減額でございます。

2款保険給付費は、1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費で、給付実績に伴う居宅介護サービス給付費の減額、3目施設介護サービス給付費で、給付実績に伴う施設介護サービス給付費の追加、6目特定入所者介護サービス費で、給付実績に伴う特定入所者介護サービス費の追加、2項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費で、給付実績に伴う高額介護サービス費の追加、2,900万円の減額でございます。

3款地域支援事業費は、1項介護予防・生活支援サービス事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費で、短期集中予防サービス委託料の減額、3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費で、一般職給料、各種手当、児童手当、市町村職員退職手当組合負担金、市町村職員共済組合負担金の減額、5目認知症総合支援事業費で、各種手当、市町村職員共済組合負担金の減額、1,022万5,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

3款国庫支出金は、1項国庫負担金1目介護給付費負担金で、保険給付の実績による介護給付費負担金現年度分の減額、2項国庫補助金2目地域支援事業交付金（総合事業）で、地域支援事業の実績による現年度分の減額、3目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）で現年度分の減額、5目保険者機能強化推進交付金で現年度分の追加、6目介護保険保険者努力支援交付金で現年度分の追加、627万5,000円の減額でございます。

4款支払基金交付金は、1項支払基金交付金1目介護給付費交付金で、保険給付の実績による現年度分の減額、2目地域支援事業交付金で、地域支援事業の実績による現年度分の減額、853万2,000円の減額でございます。

5款道支出金は、1項道負担金1目介護給付費負担金で、保険給付（36ページで訂正）の実績による現年度分の追加、2項道補助金1目地域支援事業交付金（総合事業）で、地域支援事業の実績による現年度分の減額、2目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）で現年度分の減額、69万7,000円の減額でございます。

7款繰入金は、1項他会計繰入金1目介護給付費繰入金で、現年度分の追加、4目その他一般会計繰入金で、職員給与費繰入金の減額、2項基金繰入金1目介護保険給付費準備基金繰入金の減額、2,524万1,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第12号、令和2年度富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ540万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億5,684万4,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費1目一般管理費で、一般事務費の健康診査委託料35万5,000円の追加でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金で、保険料等納付金504万5,000円の追加でございます。次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

1款後期高齢者医療保険料は、1項後期高齢者医療保険料1目後期高齢者医療保険料で、現年度分普通徴収保険料、滞納繰越分普通徴収保険料、553万4,000円の追加でございます。

2款繰入金は、1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で、その他一般会計繰入金の追加、保険基盤安定繰入金の減額、13万4,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第13号、令和2年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公共下水道事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ1億3,273万円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億1,947万円にしようとするものと、地方債の補正で変更2件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

12ページ、13ページでございます。

1款下水道費は、1項下水道管理費1目一般管理費で、公共下水道事業基金積立金、公共下水道事業基金利子積立金の追加、消費税の減額、3目管渠管理費で、施設修繕料、道路占用路面補修委託料の減額、5目水処理センター管理費で、燃料及び光熱水費、施設修繕料の減額、2項下水道整備費1目環境事業費で、入札執行残に伴う公共下水道基本計画策定委託料の減額、2目処理場事業費で、入札執行残に伴う設計測量調査委託料、ストックマネジメント対象機器実施設計委託料、富良野水処理センターストックマネジメント改築・更新工事費の減額、1億3,175万5,000円の減額でございます。

2款公債費は、1項公債費1目元金で、財源振替、2目利子で、利率確定により地方債償還利子97万5,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、8ページ、9ページでございます。

1款分担金及び負担金は、2項負担金1目下水道事業負担金で、公共下水道事業受益者負担金183万6,000円の追加でございます。

2款使用料及び手数料は、1項使用料1目下水道使用料で、公共下水道使用料190万円の減額でございます。

3款国庫支出金は、1項国庫補助金1目公共下水道事業国庫補助金で、水の安全・安心基盤整備総合交付金6,702万5,000円の減額でございます。

4款財産収入は、1項財産運用収入1目利子及び配当金で、公共下水道事業基金利子8,000円の追加でございます。

5款繰入金は、2項基金繰入金1目公共下水道事業基金繰入金で、2,903万8,000円の減額でございます。

6款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金2,518万9,000円の追加でございます。

8款市債は、1項市債1目下水道事業債で、公共下水道事業債、資本費平準化債、6,180万円の減額でございます。

戻りまして、4ページ、5ページでございます。

地方債補正につきましては、第2表地方債補正に記載のとおり、事業費の確定に伴う下水道事業費、発行可能額の決定に伴う資本費平準化債で、それぞれの限度額を記載のとおり変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第14号、令和2年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市簡易水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ420万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億7,610万円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款簡易水道費は、1項簡易水道管理費2目施設管理費で、執行残に伴う施設管理委託料、水質検査委託料の減額、2項簡易水道事業費1目簡易水道事業費で、事業費確定に伴う簡易水道量水器取替工事費の減額、384万4,000円の減額でございます。

2款公債費は、1項公債費1目元金で、利率見直しによる地方債償還元金の追加、2目利子で、利率確定に伴う地方債償還利子の減額、35万6,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

2款使用料及び手数料は、1項使用料1目水道使用料で、簡易水道料金282万8,000円の減額でございます。

3款繰入金は、1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で、1,972万6,000円の減額でございます。

4款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金275万2,000円の追加でございます。

5款諸収入は、3項消費税還付金1目消費税還付金で、

1,560万2,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第15号、令和2年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算第2号は、収益的収入から2,000万円を減額し、収入予定額を4億3,470万円に、収益的支出から800万円を減額し、支出予定額を4億1,670万円にしようとするものでございます。

資本的収入及び支出については、予算第4条本文括弧書き中、不足する額2億3,430万円を2億3,313万8,000円に改め、資本的収入から3,539万8,000円を減額し、収入予定額を5,350万2,000円に、資本的支出から3,656万円を減額し、支出予定額を2億8,664万円にするものと、予算第5条に定めた企業債の変更でございます。

以下、その概要について、収益的支出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページの下段でございます。

1款水道事業費用は、1項営業費用1目原水費で、水源送水場等の動力費の減額、2目配水及び給水費で、量水器取りかえに係る修繕費の減額、800万円の減額でございます。

次に、収益的収入について御説明申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

1款水道事業収益は、1項営業収益1目給水収益で、水道料金2,000万円の減額でございます。

続きまして、資本的支出について御説明申し上げます。

8ページ、9ページの下段でございます。

1款資本的支出は、1項建設改良費1目施設整備費で、事業費の確定に伴う北の峰右4丁目仲通配水管更新工事ほか5工事の減額、4目有形固定資産取得費で、非常用発電機の購入額確定に伴う減額、3,656万円の減額でございます。

次に、資本的収入について御説明申し上げます。

同じく、8ページ、9ページの上段でございます。

1款資本的収入は、1項企業債1目企業債で、事業費確定に伴う減額、2項負担金1目負担金で、事業費確定による量水器取替負担金の追加、配水管移設補償の減額、3,539万8,000円の減額でございます。

予算第5条に定めた企業債の補正は、配水管整備事業費の限度額2,860万円を1,860万円に変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第16号、富良野市財政調整基金の処分について御説明申し上げます。

本件は、富良野市財政調整基金条例第6条の規定により、令和3年度の事業費財源に充てるため、富良野市財政調整基金を処分しようとするものでございます。

その内訳といたしまして、道路維持補修事業の財源として6,600万円以内、市街地排水路整備事業の財源として1,400万円以内、除雪対策事業の財源として9,500万円以内、道路舗装側溝改良事業の財源として2,500万円以内、合計2億円以内を富良野市財政調整基金から処分しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） ここで、10分間休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時30分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） 一登壇一

議案第17号、富良野市公共下水道事業基金の処分について御説明申し上げます。

本件は、富良野市公共下水道事業基金条例第6条の規定により、令和3年度の事業費財源に充てるため、富良野市公共下水道事業基金を処分しようとするものでございます。

その内訳といたしまして、一般管理費会計システム機器購入事業の財源として217万4,000円以内、管渠管理事業の財源として908万2,000円以内、富良野水処理センター管理運営事業の財源として781万8,000円以内、山部水処理センター管理運営事業の財源として417万円以内、管渠事業の財源として200万円以内、処理場事業の財源として650万円以内、合計3,174万4,000円以内を富良野市公共下水道事業基金から処分しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第18号、富良野市立地適正化計画策定・検証委員会設置条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、都市再生特別措置法に基づく富良野市立地適正化計画の策定及び策定後の検証に当たり、幅広い観点から検討を行うため、富良野市立地適正化計画策定・検証委員会を設置しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、富良野市立地適正化計画策定・検証委員会の設置について、第2条は、委員会の所掌事務について、市長が作成する立地適正化計画素案を研究及び検討し、策定に結びつけるとともに、その計画に係る施策の実施の状況調査、分析、評価に関する研究及び検討を行うものでございます。第3条は、委員会の組織について、委員を市民公募及び市内の各種団体の推薦を受けた者とするほか、計画策定には都市計画に関連した検討が必要と

なることから、富良野市都市計画審議会の委員としようとするものでございます。第4条は、委員の任期、第5条は、委員長及び副委員長の選出と役割、第6条は、委員会の会議について、第7条は、庶務担当について、第8条は、委任に関する規定でございます。

条例の施行日は、令和3年4月1日からとし、この条例の施行後、最初に任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年5月31日までとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第19号、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、委員会の設置に伴い、非常勤の特別職として報酬及び費用弁償を支給するその他附属機関の委員に、委員を追加しようとするものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

別表の第14、その他附属機関の委員の項に立地適正化計画策定・検証委員会の委員を追加しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和3年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第20号、富良野市立学校設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、樹海地域の方々から、少子化による児童生徒の減少と今後の児童生徒数の推移を踏まえ、子供たちの教育環境について、教育効果を上げるためには必要との考えからの地域要望により、令和4年3月31日をもって富良野市立樹海小学校並びに富良野市立樹海中学校を廃止し、令和4年4月1日より新たに富良野市立樹海学校を義務教育学校として設置しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和4年4月1日からとしようとするものでございます。

これにより、小学校が9校から8校、中学校が5校から4校、義務教育学校が1校の合計13校となるものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第21号、富良野市文化財保護条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、富良野市文化財調査委員会から提出のあった富良野市における文化財の保護・活用事業の活性化に関する意見書を踏まえ、文化財保護事業の活性化のため、条例を改正しようとするものでございます。

以下、条を追って、その概要について御説明申し上げます。

第2条は、文化財保護に合わせ、文化財の定義を改め

ようとするものでございます。

第4条は、文化財の保存及び活用に関する専門的事項を調査、審議し、建議することを目的に、富良野市文化財調査委員会を学識経験者による富良野市文化財保護審議会に改組しようとするものでございます。

第5条は、団体が保持する文化財について、当該団体の認定とともに、当該団体の同意を得て市指定文化財に指定できることとしようとするもの及び文化財の所有者等が市指定文化財として指定申請できることとするものと、文言整理でございます。

第7条は、引用条の整理でございます。

第9条は、市指定文化財の所有者等に変更があった場合など、届け出事由及び届け出手段を明確化しようとするものと、文言整理でございます。

第10条は、届け出事由の追加と文言整理でございます。

第11条から第19条までは、文言整理でございます。

条例の施行日は、令和3年4月1日からとしようとするものでございます。

なお、文化財調査委員会の改組に伴い、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例をあわせて改正しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第22号、富良野市ふれあいセンター設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、富良野市ふれあいセンターの効率的、効果的な利用を目的として、運営管理を指定管理者に行わせることができるよう、条例を改めようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第1条は、老人を高齢者とし、ふれあいセンターの具体的な取り組みを想定しやすいよう文言を整理するものでございます。

第4条は、ふれあいセンターの管理を指定管理者に行わせることを可能にしようとするものでございます。

第5条は、指定管理者が行う業務を規定するものでございます。

第5条の2は、指定管理者が管理を行う場合の権限について規定するものと、読みかえの規定でございます。

第11条の2は、指定管理者が管理を行う場合の利用料金の収入に関する規定でございます。

第17条は、秘密保持の義務について規定するものでございます。

条例の施行日は、令和3年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第23号、富良野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔

慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い、条例を改正しようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

災害により被害を受けた方の生活の立て直しのために行う災害援護資金の貸し付けに関し、その償還金の支払い猶予、償還免除の規定が明確化されたこと及び市町村が支払い猶予などを決定するに当たり、資産及び収入状況の調査権限が市町村に与えられたことから、支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金について、法律及び政令の規定によるものとしようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第24号、富良野市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または感染が疑われるときに支給する傷病手当金について、新型コロナウイルス感染症として定義するために引用していた新型インフルエンザ等対策特別措置法より当該規定が削除され、新たに定義されたことから、改正しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第25号、富良野市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、介護保険法施行令等の改正に伴うもの及び令和2年度をもって第7期介護保険事業運営期間が終了し、新たに令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業運営期間が始まることから、利用見込みなどに基づき、期間中の第1号被保険者の介護保険料等を改正しようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第2条第1項は、事業運営期間及び所得段階別の介護保険料の改正で、利用見込みなどに基づき、平均20%引き上げ、さらに、第10段階としていた所得段階区分を見直し、所得段階区分を11段階としようとするものでございます。

附則第7条は、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関し、平成30年度及び令和2年度の税制改正により介護保険法施行令の見直しが行われたことから、基準の特例を設けるものでございます。

条例の施行日は、令和3年4月1日からとしようとするものでございます。

経過措置として、令和2年度以前の保険料は、なお従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第26号、富良野市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、指定居宅介護支援等に関する基準を参酌している指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が改正されたことから、条例を改正しようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第6条は、平成30年度介護報酬改定において設けられた居宅介護支援事業所における管理者要件について、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなどやむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることができることとするものでございます。

附則第2項及び第3項は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員ではない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する改正でございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、第6条の改正規定は、令和3年4月1日からしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第27号、富良野市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、国が地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野への取り組みである地域未来投資を積極的に支援するために法制化した地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律において、中小企業者であった承認地域経済牽引事業者の特例が追加されたことに伴い、引用先の条項にずれが生じたことから、引用箇所を整理しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第28号、富良野市市道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、道路構造令が改正されたことから、条例を改正しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

道路構造令に歩行者利便増進道路の規定が追加され、引用先の条項にずれが生じたことから、第6条、第10条、第43条及び第44条について、引用条項を整理しようとする

るものでございます。

条例の施行日は、公布の日からしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第29号、富良野市道路占用料徴収条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、北海道道路占用料徴収条例の改正に伴い、別表の改正及び文言を整理しようとするものでございます。

以下、概要につきまして御説明申し上げます。

別表の政令第7条第8号に掲げる施設の占有物件の名称と区分及び率を改めようとするものでございます。

条例の施行日は、令和3年4月1日からしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第30号、富良野市公園条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和3年4月1日、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に合わせ、富良野市公園条例を改正しようとするものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に、移動等円滑化に関する国民の理解増進及び協力の確保を図るための措置が追加されたことに伴い、引用先の条項にずれが生じたことから、富良野市公園条例の引用箇所を整理しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和3年4月1日からしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第31号、市道路線の認定について御説明申し上げます。

市道路線の認定につきまして、路線番号1641は、以前より市の道路用地として所有しておりましたが、用地沿道に住宅などが建設され、市道として利用することとなり、管理が必要となったため、認定するものでございます。

なお、市道の総延長につきましては、この認定により、62.60メートルの増で719.85キロメートルとなります。

また、市道路線の位置等につきましては、議案関係資料を参照いただきたいと思います。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 訂正の申し出がありますので、許可いたします。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） 御訂正をお願いいたします。

議案第9号の3款民生費2項児童福祉費の中で、学童保育センター運営費と説明するところを学校保健センター運営費と説明いたしました。正しくは、学童保育セン

ター運営費でございますので、御訂正をお願いします。
(発言する者あり)

ページでということでございますので、39ページの中ほどにあります110番、学童保育センター運営費と書いてあるところを学校保健センター運営費と説明いたしました。これは学童保育センター運営費が正しいので、御訂正をお願いしたいと思います。

それから、同じく、議案第9号の一般会計補正予算の歳入の5款道支出金の説明の中で、1項道負担金1目介護給付費負担金で、保険給付の実績と説明するところを介護給付の実績と説明いたしました。正しくは、保険給付の実績による現年度分の追加でございますので、御訂正をお願いいたします。

以上、2点について御訂正をよろしくお願いいたします。

○議長(黒岩岳雄君) 以上で、本件23件の提案説明を終わります。

日程第6 予算特別委員会設置

○議長(黒岩岳雄君) 日程第6、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第1号から第8号の令和3年度富良野市各会計予算及びこれに関連する議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第25号及び議案第29号、以上13件につきましては、さきの議会運営委員長の報告のとおり、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

ただいまお諮りいたしました特別委員会の委員は、委員会条例第7条第4項の規定により、議員全員を本職より御指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいまの御指名に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

本会議終了後、予算特別委員会をこの場において開催いたします。

散 会 宣 告

○議長(黒岩岳雄君) 以上で、本日の日程は終了いたしました。

3月1日の議事日程は、当日配付いたします。
本日は、これをもって散会いたします。

午前11時53分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 3年 2月 26 日

議 長 黒 岩 岳 雄

署名議員 大 西 三 奈 子

署名議員 日 里 雅 至